

第2期東淀川区地域保健福祉計画 素案

【概 要】

1 計画の策定にあたって

- 大阪市では、「新しい住民自治の実現」に向けて、「市政改革プラン」に基づき、新しい区政運営を進めています。「自らの地域のことは自らの地域で決める。」というニア・イズ・ベターの原則のもと、地域活動協議会が設置され、多様な個人・団体・機関と行政とが連携・協働するマルチパートナーシップにより、分野横断的な取り組みが行われています。
- 東淀川区では「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざし、区の特色や実情に応じた取り組みをさらに推進するため、これまでの地域コミュニティや地域福祉、地域保健、生涯学習、子育てといった、それぞれ密接に関わる政策分野別計画を発展させながら、それらを包括する、総合的・体系的な計画として「地域保健福祉計画」を平成28（2016）年12月に策定し、地域保健福祉の推進を図ってきました。
- この度、計画の期間が満了することから、国・府・市の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本区の地域保健福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第2期東淀川区地域保健福祉計画」を策定することとしました。

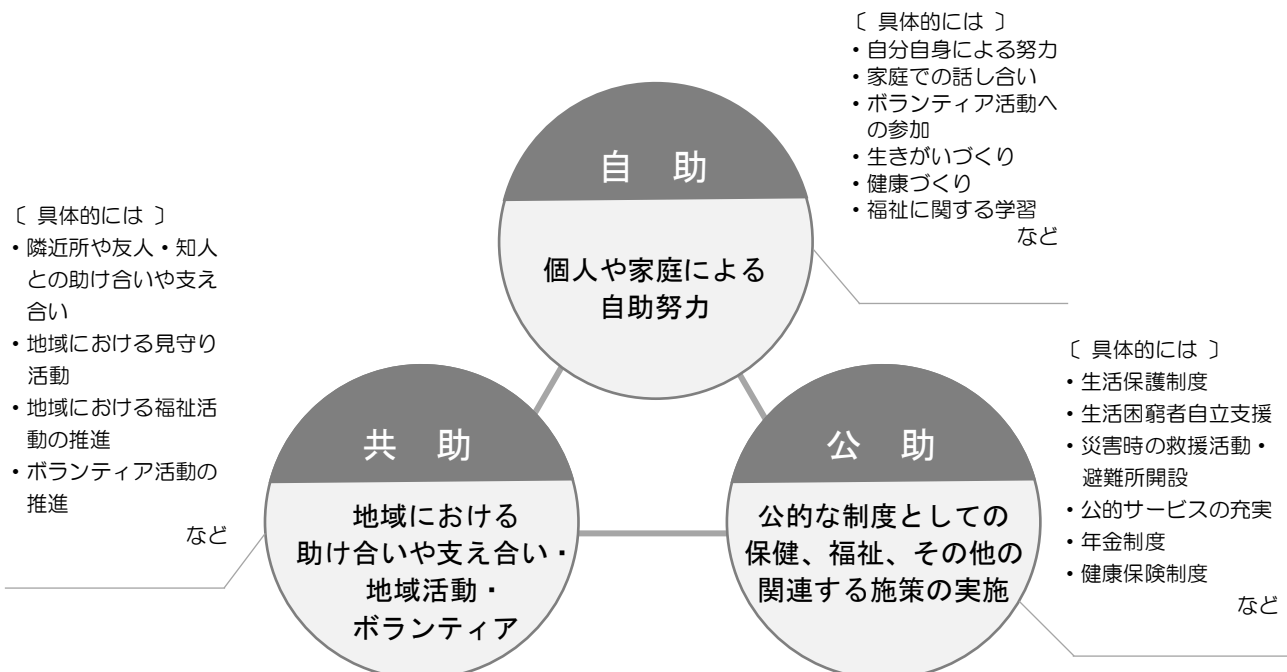
2 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

3 自助・共助・公助の考え方とイメージ

住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることは誰もの願いです。そのために、私たち自身ができることとは何でしょうか。

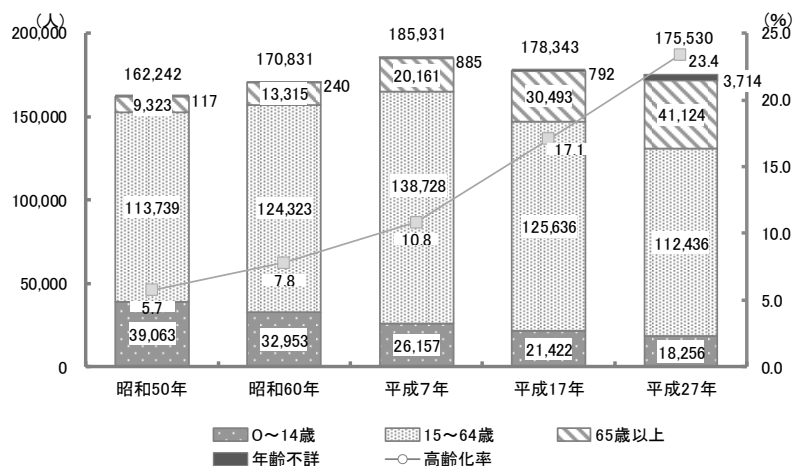
また、地域の方々が共に支え合い、助け合いながら行えることとは何でしょうか。私たちは、まず「自助」「共助」「公助」の考え方を理解して実践していくことが大切です。



4 東淀川区の状況

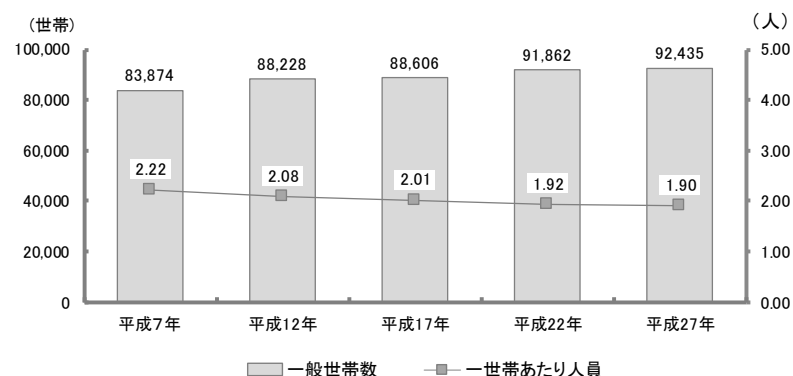
①東淀川区の人口推移

年齢3区分別の人口をみると、0～14歳の人口は減少しており、平成27年では18,256人となっています。15～64歳の人口は平成7年までは増加しており、それ以降は減少し、平成27年では112,436人となっています。65歳以上の人口は増加しており、平成27年では41,124人、高齢化率は23.4%で伸びが顕著となっています。



②世帯数と一世帯あたり人員

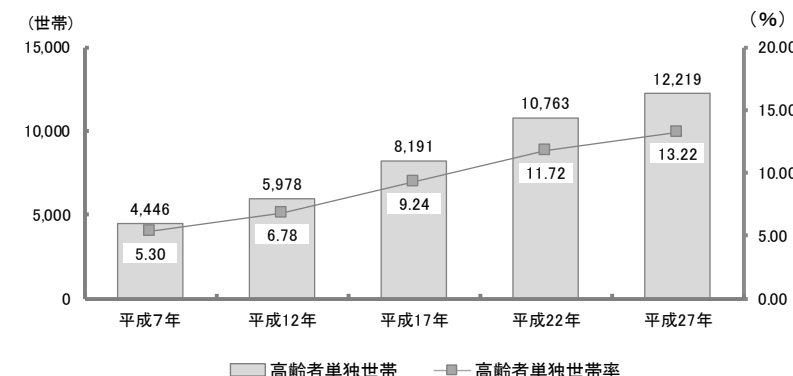
一般世帯数は増加しており、平成27年では92,435世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少しており、平成27年では1.90人となっています。



③65歳以上の高齢者世帯

高齢者単独世帯数は増加しており、平成27年では12,219世帯となっています。

また、高齢者単独世帯率も増加しており、平成27年では13.2%となっています。



5 計画の基本理念

大阪市では、平成30（2018）年4月に策定された「大阪市地域福祉基本計画」において、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を掲げています。

本区においても、大阪市の基本理念を踏襲し、地域保健福祉を推進していきます。

**だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり**

基本目標 1 助け合い・支えあえる地域コミュニティづくり

近所づきあいや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との関係がみられることから、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

基本施策 1 地域保健福祉の推進に向けた環境づくり

地域保健福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になることから、あいさつや声かけなどからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めていくことが重要です。

人と人とのつながりが持てるコミュニケーションの機会や場づくりと、行政、社会福祉協議会、地域の関係団体、ボランティア、福祉関係事業者等が連携して活動する仕組みづくりを行います。

基本施策 2 共生社会実現に向けた仕組みづくり

地域コミュニティが希薄化し、福祉課題が複雑多様化するなかで、地域保健福祉活動を推進するためには、お互いを尊重し合える福祉観や人権意識の高揚が欠かせません。

国際的には、「不平等を是正する」ということが SDGs の目標として掲げられていますが、身近な地域からも、特定の人を排除することなく、誰もが平等との意識を持つことが求められます。

地域保健福祉活動を継続的に推進していくため、福祉意識の醸成を図り、区民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。

基本施策 3 福祉のまちづくりの強化

地域の中で、住民が孤立することなく、健康に生活をしていくためには、地域における福祉の意識の醸成とともに、区民のよりよい生活環境づくりが重要です。

様々な機会に自発的に参加することができるように、誰もが安心して、集える居場所づくりや、誰もが楽しめる機会づくりに努めるとともに、住民の心身の健康増進を図り、区民がよりよい生活環境を確立し、健やかに暮らすことができる仕組みづくりを進めます。

基本目標 2 区民の困りごとを受け止める総合相談機能の構築と支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本施策 1 包括的な相談支援体制の構築

地域には、高齢者や障がい者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している傾向が強いため、身近ところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。

困りごとを丸ごと受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につなぐににくい生活課題を抱えた人の早期発見と支援を行う仕組みづくりを行います。

基本施策 2 情報発信の強化

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすため、福祉の様々なサービスを必要としている人がいます。そのような人たちが、適切なサービスを利用できるよう、身近で分かりやすい相談支援体制と、必要な情報を届ける仕組みが大切となります。

困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないように、身近にある福祉の相談窓口についての情報提供を行います。また、必要な情報を必要なタイミングで届けられるよう専門職や関係機関が地域に出向く仕組みづくりを行います。

基本施策 3 区民のセーフティネットの強化

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の増加が見込まれ、そのような方々を必要な支援につなげたり成年後見制度等を活用することによって権利擁護していくことが求められています。

また、経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実も必要となります。

支援を必要としている人が、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のないサービス体制の充実に取り組みます。

基本目標 3 「地域力」を活かした安心・安全な支え合いのまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

基本施策 1 安心して暮らせる環境づくり

ひとり暮らしの高齢者や支援が必要な方が、安心して地域で暮らすためには、日頃からきめ細かい見守りを行い、支援が必要な状況が生じた場合には早期に発見し適切な支援につなげることが必要です。

地域に住む高齢者、子ども及び障がい者など支援の必要な方を見守る体制づくり、居場所の確保に取り組みます。

基本施策 2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくり

地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成していくことが重要となります。

お互いに協力し、助け合うことのできる安心・安全な支え合いのまちづくりのため、区民活動の拠点機能の強化に取り組むとともに、安心して地域で生活するための仕組みづくりを行います。

基本施策 3 災害時に備えた地域づくりの推進

大規模災害発生時には、公的な援助には限界があるため、自分の身は自分で守るを基本に、地域での助け合いや隣近所での助け合いによって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。